

令和 6 年度 教育委員会 第22回定例会 議案

1 日 時 令和 7 年 3 月 5 日（水） 午後 1 時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

（1）開 会

（2）議 案

第 37 号議案 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の
一部を改正する規則 … 1

<非>第 38 号議案 令和 7 年度管理職員（校長及び教育部管理職）人事異動 … 非

<非>第 39 号議案 令和 6 年度永年勤続者表彰被表彰者の決定 … 非

（3）報告事項

（4）閉 会

第 37 号議案

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

静岡県教育委員会教育長

＜第 37 号議案 概要＞

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部を改正する
規則について

1 改正の理由及び概要

難病患者の社会参加促進を図るため、使用料の減免基準を改正する。(第 10 条関係)
様式について、その他所要の改正を行う。(第 10 条関係)

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則（平成18年静岡県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（使用料の減免） 第10条 （略） (1) （略） (2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当する者 使用料の全額 ア～ウ （略） エ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 オ （略） (3) （略） 2 （略）	（使用料の減免） 第10条 （略） (1) （略） (2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当する者 使用料の全額 ア～ウ （略） エ 身体障害者手帳、療育手帳、<u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明</u>を受けている者 オ （略） (3) （略） 2 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

使用料減免承認申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 様

申請者 住所 法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり静岡県立 焼津青少年の家 の使用料の減免を受けたいので、申請します。
観音山少年自然の家

事業の名称 (使用目的)				
減免の理由 (右欄に人数 を記載)	(1) 県又は県教育委員会が主催し、又は共催する事業に参加するため			人
	(2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当するため			(2)の計 人
	ア 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律による就学奨励を受けている保護者の保護する者			人
	イ 生活保護法による保護を受けている者			人
	ウ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している者			人
	エ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法第 28 条第 2 項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者			人
	オ 児童及び生徒を引率する者			人
	(3) その他教育委員会が特別の理由があると認めるため			人
使用日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで			
減免申請額	円			
内訳	宿泊分		日帰り分	
勤労青少年	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円		
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円		
学生・生徒（高校）	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円		
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円		
生徒（中学）・ 児童・幼児	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円		
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円		
指導者・引率者	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円		
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円		
その他の者	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円		
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円		
	宿泊分計 円		日帰り分計 円	

※勤労青少年とは、勤労に従事している者で 26 歳未満の者をいう。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第10条第 2 項の規定に基づいて行う令和 7 年 4 月 1 日以降の使用料減免承認申請に係る改正後の様式第 2 号の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

(参考資料)

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する
規則の一部を改正する規則（様式第 2 号部分）

規則名 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則

改 正 前

様式第2号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

使用料減免承認申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 様

申請者 住所 法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり静岡県立

焼津青少年の家

の使用料の減免を受けたいので、

観音山少年自然の家

申請します。

事業の名称		
減免の理由 (該当項目に○)	(1) 県又は県教育委員会が主催し、又は共催する事業に参加するため (2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当するため ア 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律による就学奨励を受けている保護者の保護する者 イ 生活保護法による保護を受けている者 ウ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している者 エ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 オ 児童及び生徒を引率する者 (3) その他教育委員会が特別の理由があると認めるため	
使用日時	年 月 日() から 年 月 日()まで	
減免申請額	円	
内訳	宿泊分	日帰り分
勤労青少年	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
学生・生徒(高校)	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
生徒(中学)・児童・幼児	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
指導者・引率者	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
その他の者	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
	宿泊分計 円	日帰り分計 円

※勤労青少年とは、勤労に従事している者で26歳未満の者をいう。

対 照 表

改 正 後

様式第2号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

使用料減免承認申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 様

申請者 住所 法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり静岡県立 焼津青少年の家 の使用料の減免を受けたいので、申請します。
観音山少年自然の家

事業の名称 (使用目的)		
減免の理由 (右欄に人数 を記載)	(1) 県又は県教育委員会が主催し、又は共催する事業に参加するため (2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当するため	人
	ア 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律による就学奨励を受けている保護者の保護する者	人
	イ 生活保護法による保護を受けている者	人
	ウ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している者	人
	エ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者	人
	オ 児童及び生徒を引率する者	人
	(3) その他教育委員会が特別の理由があると認めるため	人
使用日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	
減免申請額	円	
内訳	宿泊分	日帰り分
勤労青少年	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
学生・生徒（高校）	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
生徒（中学）・ 児童・幼児	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
指導者・引率者	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
その他の者	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
	円× 人× 泊＝ 円	円× 人× 日＝ 円
	宿泊分計 円	日帰り分計 円

※勤労青少年とは、勤労に従事している者で26歳未満の者をいう。

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部改正について
(社会教育課)

1 概要

県立青少年教育施設の使用料の減免基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の理由及び必要性

- ・障害者基本法第 24 条の規定に基づき、難病患者の社会参加や自立の促進を図るため、使用料の減免基準の改正を行う。(県全体で規則改正)
- ・上記の改正に伴って必要となる修正及び様式の改正を行う。

＜参考：障害者基本法第 24 条＞

国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

3 改正の内容

- ・義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、特定医療費（指定難病）受給者証又は指定難病登録者証の交付を受けている者を減免対象に追加

改正前	改正後
(使用料の減免) 第10条 (略) (1) (略) (2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当する者 使用料の全額 ア～ウ (略) エ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 オ (略) (3) (略) 2 (略)	(使用料の減免) 第10条 (略) (1) (略) (2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当する者 使用料の全額 ア～ウ (略) エ 身体障害者手帳、療育手帳、<u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者</u> オ (略) (3) (略) 2 (略)

- ・減免基準の改正に伴い、様式第 2 号「使用料減免承認申請書」においても必要な改正を行う。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

5 その他

既予約済利用者の負担を軽減するため、様式に関する経過措置を附則にて規定する。

(写)

<知事報告>

令和6年11月11日
健康福祉部医療局疾病対策課
内線2431

(件名)

難病患者に対する県有施設利用料の減免について

1 要旨

- ・利用料金を徴する県有施設の多くは、障害者基本法に基づき、障害者への施設利用料等の減免を実施している。
- ・障害者手帳を持たない難病患者は施設利用料減免の対象となっていないことから、難病患者の社会参加促進を図るため、県有施設利用料の減免対象を拡充する。
- ・加えて、市町に対し、公共施設利用料の減免対象拡充について、働きかけを行う。

2 制度改正の概要

区 分	現 状	改正後
減免対象	身体障害者手帳、療育手帳、 精神保健福祉手帳	身体障害者手帳、療育手帳、 精神保健福祉手帳、 指定難病受給者証、登録者証
対象施設	県有施設 12 か所 (県規則で減免規定あり)	同 左
実施時期	—	令和7年4月～

(参考1) 改正の経緯

障害者基本法
第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、**公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。**

- ・平成23年改正の障害者基本法、平成25年の障害者総合支援法施行により、「障害者」の定義に難病患者が含まれる
- ・令和6年9月、NPO法人静岡県難病団体連絡協議会から要望
「難病患者も障害者手帳を持っている方と同等のサービスを受けられるよう検討をお願いします」

(参考2) 県内減免対象者の状況（令和5年度末現在）

区 分	障害者手帳	指定難病	
		受給者証	登録者証
県内所持者数	221,455 人	28,633 人	73 人※

※令和6年4月～制度開始のため、令和6年9月末現在の人数を記載

<障害者に対する利用料減免を実施している施設>

区 分	施設名	備 考
県規則に規定 (12 か所)	県立水泳場	県規則を一括 改正
	富士水泳場	
	県立武道館	
	県立美術館	
	地球環境史ミュージアム	
	富士山世界遺産センター	
	茶の都ミュージアム	
	水産・海洋技術研究所浜名湖体験学習施設	
	焼津青少年の家	
	観音山少年自然の家	
	三ヶ日青年の家	
	朝霧野外活動センター	
指定管理者と の協定で実施 (6 か所)	森林公園森の家	指定管理者と 協議が整い次第 実施
	富士山こどもの国	
	浜名湖ガーデンパーク	
	小笠山総合運動公園	
	草薙総合運動場	
	愛鷹広域公園	

第22回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	第 3 期静岡県教育委員会ワーク・ライフ・バランス推進計画の 策定	P1
配付 報告 1	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会規則の改 正	P2
配付 報告 2	教育職員の免許状に関する規則の一部改正	P3
<非> 報告 事項 2	指導力不足教員の再教育の延長	非

第 3 期静岡県教育委員会ワーク・ライフ・バランス推進計画の策定

(教育総務課)

1 要旨

「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。) 及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女活法」という。) により、県教育委員会が特定事業主として策定する「静岡県教育委員会ワーク・ライフ・バランス推進計画」(以下「WLB 推進計画」という。) について、現行 (第 2 期) WLB 推進計画の計画期間が令和 6 年度末をもって満了するため、次期 (第 3 期) WLB 推進計画 (以下「次期計画」という。) を策定したので報告する。

2 計画の概要

- (1) 期 間 令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月 (5 年間)
- (2) 対象職員 静岡県教育委員会が任命するすべての職員 (次世代育成支援行動計画においては県費負担教職員を除き、女性活躍推進行動計画においては県費負担教職員を含む。)
- (3) 次期計画の数値目標 (下線部は今回改正)

次世代法に基づく数値目標 (県費負担教職員除く。)		女活法に基づく数値目標 (県費負担教職員含む。)	
次世代育成支援行動計画を意識した行動をとった管理職員の割合	100%	男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率	100%
男性の育児休業 (1 週間以上) の取得率	(現 13%) <u>50%</u>	管理的地位にある職員に占める女性の割合	(1) 現 40 <u>44%</u> (2) 高 20 <u>32%</u> ア 16 <u>32%</u> イ 22 <u>32%</u> 特 50 <u>61%</u> ア 50 <u>61%</u> イ 50 <u>61%</u> 小 25 <u>47%</u> ア 22 <u>40%</u> イ 28 <u>53%</u>
年 360 時間を超える時間外勤務に従事した職員の割合 (教育職員を除く。)	0 %	(1) 事務局職員・県立学校事務職員等	
<u>1 人あたりの年間の正規の勤務時間を</u> <u>超えて命じられて勤務した時間 (教育職員を除く。)</u> ※新規追加	前年度 以下	○高等学校	
時間外在校等時間が月 80 時間を超える教育職員の割合	0 %	ア 校長	
職員 1 人当たりの年次有給休暇の取得日数	16 日	イ 副校長及び教頭	
		○特別支援学校	
		ア 校長	
		イ 副校長及び教頭	
		○小中学校	
		ア 校長	
		イ 教頭	

(4) 次期計画の数値目標を達成するための主な取組 (概要)

次世代育成支援に向けた取組	取組強化	女性職員の活躍推進に向けた取組	取組強化
(1) 妊娠等申し出職員への情報提供・業務量調整	育休予定・経験者交流会実施 時差勤務試行	(1) 配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率向上	情報提供 業務量調整
(2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等		(2) 女性が働きやすい職場環境の整備	(取組継続)
(3) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰支援等		(3) <u>介護しながら活躍できる職場環境の整備</u> 新規追加	介護申出者 へ制度周知
(4) 職員の時間外勤務及び業務量の縮減	業務量の縮減 業務の効率化	(4) 管理職登用に係る男女の機会均等の確保	(取組継続)
(5) 休暇の取得の促進			

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会規則の改正

(教育総務課)

1 概要

令和 4 年 6 月 13 日に「刑法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立し、令和 7 年 6 月 1 日に施行される。
改正法は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とするものであることから、教育委員会規則中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める改正を専決処理により行った。

2 改正が必要な教育委員会規則

- 「懲役」が含まれているもの・・・なし
「禁錮」が含まれているもの・・・以下 3 件
- ・静岡県教職員退隠料条例取扱規則（第30条）
 - ・静岡縣市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則（様式第 3 号～第 5 号）
 - ・教育職員の免許状に関する規則（別記様式第 1 号、第 5 号、第 6 号）

3 対応

改正が必要な規則	改正動機	改正規則	改正方法
静岡県教職員退隠料 条例取扱規則	刑法改正(改正法) により、規則中の 「禁錮」の文言を 「拘禁刑」に改め る必要がある。	刑法等の一部を改正 する法律の施行に伴 う関係規則の整理に 関する規則（以下「整 理規則」という。）	法律の改正等に伴い複 数の規則について必然 的な所用の改正を行な う場合には、整理規則 による。
静岡縣市町立学校職 員の退職手当の支給 制限等に係る書面の 様式を定める規則			

※教育職員の免許状に関する規則については、法改正以外の動機による改正も含むことか
ら、整理規則にまとめられないため、個別で改正する。

4 整理規則の施行日

令和 7 年 6 月 1 日（改正法の施行日と同日）

(件 名)

教育職員の免許状に関する規則の一部改正

(義務教育課)

1 概要

改正刑法が令和 7 年 6 月 1 日に施行される。これに伴い制定された「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」により、教育職員免許法（以下、「免許法」という。）も改正される。この法改正に伴う本規則様式の改正及び所要の改正を専決処理により行った。

2 改正の内容

本規則は教育職員の免許状の申請等に関して必要な事項を定めている。申請に係る規則様式について、以下の改正を行う。

- (1) 刑法改正に伴う免許法の改正により、申請書様式の「禁錮」の語を「拘禁刑」に改正する。
- (2) 申請書様式の記載事項について、所要の改正を行う。
 - ・ 免許状への旧姓又は通称名の併記希望の記載欄を追加
 - ・ 過去における書換、再交付の有無の記載欄を削除
 - ・ 証明すべき内容が一目で証明者に伝わるよう、身体に関する証明書の項目及び状況を追加
 - ・ その他軽微な改正

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日